平 成 28年 9 月 23日
長崎県警察本部訓令第25号
最終改正　令和８年10月22日　長崎県警察本部訓令第23号

長崎県警察官の服制に関する訓令

（趣旨）

第１条　長崎県警察官（以下「警察官」という。）の服制については、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第４号。以下「規則」という。）、交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制（平成２年警察庁告示第１号）、広域緊急援助隊員の服制（平成７年警察庁告示第２号。以下「広緊隊告示」という。）、警備出動に従事する警察官等の服制（平成27年警察庁告示第２号。以下「警備出動告示」という。）、警察官等の服制に関する細則（平成６年警察庁訓令第１号。以下「細則」という。）及び「交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制及び交通機動隊員等以外の交通警察官の服制に関する基準について（通達）」（令和６年４月１日付け警察庁丙会発第82号ほか）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（服装等）

第２条　警察官は、勤務中は、規則第４条第１項に規定する服装等を着用し、及び着装しなければならない。ただし、第５条、第10条、第11条第１項、第12条、第13条及び第18条に規定する場合は、この限りでない。

２　帯革及びこれに附属する拳銃入れ、警棒つり、手錠入れ等の着装要領については、別に定める。

３　警察官は、次に掲げる場合を除き、勤務中は、警笛を携帯しなければならない。

(1) 警部以上の階級にある警察官で勤務上の必要がないとき。

(2) 所属長が携帯する必要がないと認めたとき。

（服装の斉一）

第３条　警察官は、長崎県警察官の支給品及び貸与品の取扱いに関する条例（平成６年長崎県条例第13号）第２条から第４条までの支給品、貸与品並びに特殊の被服及び装備品を着用し、着装し、又は携帯する場合は、その斉一を期すように努めなければならない。

第４条　削除

（活動服等の着用）

第５条　警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第４条第１項に規定する服装等に代えて活動服、活動帽又は活動ネクタイを着用することができる。ただし、冬活動帽子又は合活動帽子の着用については、冬服上衣又は合服上衣を着用しない場合に限る。

(1) 警察本部当番、警察署当番又は宿日直勤務に従事するとき。

(2) 留置業務（留置施設の管理運営及び被留置者の処遇（護送を含む。）に関する業務をいう。）に従事するとき。

(3) 地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第５号）第５条の地域警察勤務に従事するとき。

(4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。

(5) 捜索に従事するとき。

(6) 鑑識のための作業に従事するとき。
(7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
(8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。
(9) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。
(10) 災害警備実施に従事するとき。
(11) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事する場合であって、所属長が適当であると認めたとき。

（手袋の着用）

第６条　警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、白色無地の手袋を着用することができる。
(1) 儀式、祭典その他儀礼的な行事に従事するとき。
(2) 交通整理に従事するとき。
(3) 所属長が必要があると認めたとき。

２　警察官は、品位を損なわない範囲において、必要に応じ、防寒用手袋又は乗車用手袋を着用することができる。

３　警察官は、受傷事故防止のため必要がある場合は、受傷事故防止用手袋を着用するものとする。

（靴等の着用）

第７条　警察官は、制服を着用する場合は、黒色の短靴を着用するものとする。ただし、儀礼的な要素がある入校式、卒業式等に制服又は礼服を着用して出席する場合は、ひも式の黒色の短靴を着用するものとする。

２　警察官は、雨雪その他職務上必要があると認める場合は、黒色のゴム長靴（女性警察官にあっては、白色又は黒色のゴム長靴）を着用することができる。

３　警察官は、前２項の規定によるほか、職務の内容、地形等により必要がある場合は、所属長の承認を得て、適宜の靴を着用することができる。

４　警察官は、短靴を着用する場合は、黒色又は紺色系統の靴下を着用するものとする。

第８条　削除

第９条　削除

（服装等の一部省略）

第10条　警察官は、活動服を着用し勤務する場合は、原則としてネクタイを着用しないものとする。ただし、ネクタイを着用しないことが不適切であると所属長が認めるときは、この限りでない。

２　警察官は、前項本文の場合においては、制服用ワイシャツ又は白色ワイシャツの第一ボタンをかけないものとする。

３　警察官は、手錠を着装しない場合は、帯革本体から手錠入れを取り外すものとする。

（ヘルメット、夜光チョッキ、耐刃防護衣及び暑熱対策用被服の着装等）

第11条　警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受傷事故防止のためヘルメットを着装するものとする。
(1) 警ら用無線自動車で緊急走行するとき。
(2) 検問に従事するとき。

(3) 交通事故事件捜査又はその補助に従事するとき。
(4) 前各号に掲げる場合のほか、所属長が着装の必要があると認めたとき。
2　警察官は、夜間必要がある場合は、夜光チョッキを着用するものとする。
3　警察官は、受傷事故防止のため必要がある場合は、耐刃防護衣を着装するものとする。
4　警察官は、暑熱に関する対策等のため必要がある場合は、暑熱対策用被服を着用することができる。

（特殊の被服等の着用）

第12条　警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特殊の被服及び装備品を着用し、及び着装するものとする。
(1) 長崎県警察音楽隊に関する訓令（平成12年長崎県警察本部訓令第19号）第３条に規定する音楽隊員（以下「音楽隊員」という。）に任命され、演奏等に従事するとき。
(2) 地域部地域課地域企画指導室船舶係及び警察署地域課（地域交通課を含む。）船舶係に勤務し、警察用船舶に乗船するとき。
(3) 刑事部捜査第一課検視官室に勤務し、検視業務に従事するとき。
(4) 刑事部鑑識課又は警察署の刑事第一課、刑事課若しくは刑事生活安全課に勤務し、鑑識のための作業に従事するとき。
(5) 交通部各課又は警察署の交通課若しくは地域交通課に勤務し、交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
(6) 交通部交通指導課に勤務し、鑑識のための作業に従事するとき。
(7) 交通部交通規制課に勤務し、道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。
(8) 交通部運転免許管理課に勤務し、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第24条第１項に規定する技能試験に従事するとき。
(9) 交通部交通機動隊及び交通部高速道路交通警察隊に勤務するとき。
(10) 警備部警備課航空隊に勤務し、警察用航空機に搭乗するとき。
(11) 広緊隊告示第１条に規定する広域緊急援助隊員として災害警察活動に従事するとき。
(12) 前各号に掲げる場合のほか、治安警備実施若しくは雑踏警備実施又は災害警備実施に従事するとき。
2　警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特殊の被服及び装備品を着用し、及び着装することができる。
(1) 規則第８条の規定により私服を着用することができる者が捜索、検視等の各種捜査活動に従事するとき。
(2) 交通事故事件捜査の補助に従事するとき。
3　第１項第１号及び第９号に掲げる場合における特殊の被服の着用期間は、規則第３条の規定を準用する。ただし、所属長が必要と認めた場合は、警察本部長の承認を得て、着用期間を変更することができる。
4　第12条第１項第９号に掲げる場合においては、第10条第１項及び第２項の規定を準用する。

５　警察官は、第12条第１項第９号に掲げる場合において、マフラーを着用するときは、制服用ワイシャツ又は白色ワイシャツを着用しないことができる。第14条の規定により活動用Ｔシャツを着用するときも、同様とする。

（出動服等の着用）

第13条　警察官は、警備出動告示第１条第１項に規定する警備出動に従事する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、出動服、略帽、短靴又は警備靴（災害活動靴を含む。）及び出動服用ベルトを着用することができる。

（1）治安、災害等の警備実施訓練に従事するとき。

（2）捜索等の業務に従事するとき。

（3）所属長又は部隊指揮官が必要があると認めたとき。

（活動用Ｔシャツの着用）

第14条　警察官は、第12条第１項各号及び第２項各号に掲げる場合（同条第１項第１号及び第２項第２号に掲げる場合を除く。）は、特殊の被服の上衣の下に活動用Ｔシャツを着用することができる。

（腕章の着装）

第15条　所属長は、職務の内容により所属又は担当業務を明示する必要があると認めた場合は、自所属の警察官に腕章を着装させることができる。

（記章等の着装）

第16条　警察署の署長又は副署長の職にある警察官が制服を着用し勤務する場合は、署長にあっては署長章を、副署長にあっては副署長章を着装するものとする。

２　警備部機動隊の隊長又は副隊長の職にある警察官が出動服を着用し勤務する場合は、隊長にあっては隊長章を、副隊長にあっては副隊長章を着装するものとする。

３　地域部地域課鉄道警察隊、警備部警備課航空隊及び警備部機動隊に勤務する警察官、音楽隊員に任命された警察官並びに長崎県警察管区機動隊の編成等に関する訓令（平成29年長崎県警察本部訓令第１号）第１条に規定する管区機動隊の隊員に指定された警察官は、職務の内容に応じ、記章等を着装するものとする。

４　警察本部長は、前３項に規定するもののほか、職務の内容により必要があると認めた場合は、警察官に記章等を着装させることができる。

（特殊の被服等の制式等）

第17条　特殊の被服及び装備品の品目、色、地質及び制式については、別に定める。

（私服の着用）

第18条　警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第８条の規定により、私服を着用することができる。

（1）警察本部所属に勤務するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア　警務部留置管理課護送係及び護送係佐世保分駐班に勤務するとき。

イ　地域部地域課地域企画指導室船舶係及び同課鉄道警察隊に勤務するとき。

ウ　地域部通信指令課第一係、第二係及び第三係に勤務するとき。

エ　地域部自動車警ら隊に勤務するとき。

オ　刑事部鑑識課機動鑑識隊に勤務するとき。

カ　交通部交通指導課交通捜査室交通鑑識指導係、県南交通鑑識捜査係及び県北交通鑑識捜査係に勤務するとき。

キ　交通部運転免許管理課次席調査官の職にあるとき、並びに交通部運転免許管理課運転免許試験場（電算登録係及び教習係を除く。）及び長崎運転免許センターに勤務するとき。

ク　交通部交通機動隊（交通特命捜査係を除く。）に勤務するとき。

ケ　交通部高速道路交通警察隊に勤務するとき。

コ　警備部警備課航空隊に勤務するとき。

サ　警備部機動隊に勤務するとき。

(2) 刑事生活安全官の職にあるとき、並びに警察署の生活安全課、捜査支援課、刑事第一課、刑事第二課、刑事課、刑事生活安全課、交通課交通特命捜査係及び交通捜査係、警備課並びに外事課に勤務するとき。

2　前項の規定にかかわらず、警察官は、所属長が職務の内容、疾病等により制服の着用に支障があると認めた場合は、私服を着用することができる。

3　第1項の規定にかかわらず、出退庁時における警察官の服装は、私服とする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

附　則

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附　則（平成31年長崎県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（令和3年長崎県警察本部訓令第28号）

この訓令は、令和4年1月9日から施行する。

附　則（令和5年長崎県警察本部訓令第9号）

この訓令は、令和5年3月24日から施行する。

附　則（令和7年長崎県警察本部訓令第18号）

この訓令は、令和7年7月15日から施行する。

附　則（令和8年長崎県警察本部訓令第19号）

この訓令は、令和8年9月13日から施行する。

附　則（令和8年長崎県警察本部訓令第23号）

この訓令は、令和8年11月1日から施行する。